

税のお知らせ

1月の納税等

村県民税／第4期
 国民健康保険税／第5期
 後期高齢者医療保険料／第5期
 介護保険料／第5期
 農業集落排水処理施設使用料／第5期
 保育料／1月分
 納期限／1月31日(水)

納期限内の納付にご協力ください。
 納付は便利な口座振替をご利用ください。

**平成30年度(平成29年分)
 給与支払報告書を提出し
 てください。**
 ※必ずマイナンバーを記載してください。

平成29年中に給与を支払われた方は、給与支払報告書を提出する必要があります。

給与支払報告書の個人明細書は、個人住民税の課税の根拠となる重要な書類です。正しく記入のうえ、期限内に必ず提出してください。提出が遅れますと、納税通知も遅れますので、期限厳守でお願いします。

●提出期限

1月31日(水)です。
 給与支払報告書の提出期限は、給与の支払いがあった年の翌年の1月31日です。

また、事務処理の都合上、1月23日(火)までの提出にご協力をお願いします。

●提出対象者

平成29年中に給与等の支払をしたすべての従業員等(パート、アルバイト、法人役員等を含む)です。

●提出先

給与支払報告書の提出先は、給与の支払いがあった年の翌年の1月1日(今回は平成30年1月1日)現在の受給者の住所地の市町村です。

●総括表について

給与支払報告書を本村に提出する際には、本村から12月に送付された総括表(特別徴収義務者指定番号の入ったもの)を使用してください。独自の様式を使用し提出される場合は、送付された総括表(特別徴収義務者指定番号の入ったもの)を併せて提出していただきますようお願いいたします。

適正で迅速な課税作業を行うため、給与支払報告書仕切紙を使用

用して提出いただくよう、ご協力をお願いいたします。

個人住民税は特別徴収で納めましょう

特別徴収とは、事業主(給与支払者)が所得税の源泉徴収と同じように、従業員(納税義務者)に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を差し引き(給与天引き)し、納入する制度です。

特別徴収での納付にご理解とご協力をお願いします。

償却資産申告書を提出してください

会社や個人の方が事業を営むために所有している構築物、機械、工具、器具、備品等の固定資産を償却資産といい、土地・家屋と同じく固定資産税がかかります。

毎年1月1日現在本村に所在している償却資産(自己が使用するもののほか他人に貸し付けているものも含む)を申告していただくことになっておりますので、期間中に償却資産申告書をご提出いただきますようお願いいたします。

●提出期間

1月4日(木)～1月31日(水)

●問合せ先

総務部税務課

マイナンバーについて

給与支払報告書及び総括表、償却資産申告書の提出の際には、マイナンバーの記載が必要です。

●法人の場合

法人番号を記入してください。(13桁)

●個人事業主の場合

事業主の個人番号を右詰で記入してください。(12桁)

個人事業主の方が提出する場合は、事業主の個人番号と本人確認を行うため、マイナンバーカード(個人番号カード)もしくは次の①と②両方の書類を提示または写しを添付していただく必要があります。

- ①事業主の個人番号確認書類
- ②事業主の本人確認書類

※マイナンバーカードでしたら、個人番号確認と本人確認の両方が可能です。

※郵送または代理提出の場合は、①と②の書類の写しを必要とします。

●問合せ先

総務部税務課



地方税の手続きは便利な eLTAXをご利用ください

eLTAXは、地方税の手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステムです。地方公共団体などで組織する「一般社団法人 地方税電子化協議会」が運営をしており、無料で利用することができます。

●利用のメリット

- ・自宅やオフィスから簡単に書類の提出ができるため、郵送コストの削減や窓口に向く手間を省くことができます。
- ・送付のためのデータを無料ソフト「PCdesk」で簡単に作成できます。
- ・eLTAXに対応した市販の税務・会計ソフトで作成したデータをそのまま送信できます。

●利用時の注意点

- ・給与支払報告書を提出する場合、特別徴収者指定番号と法人番号の両方を入力してください。
- ・償却資産申告書を提出する場合、法人番号を入力してください。
- ・法人住民税申告書を提出する場合、管理番号と法人番号を両方

入力してください。

●利用時間

午前8時30分～午前0時
(土曜・日曜及び祝日、年末年始を除く)

●休日運用日

1月20日(土)、21日(日)、27日(土)、28日(日)

●問合せ先

(社)地方税電子化協議会
☎0570-081459
(土曜・日曜及び祝日、年末年始を除く午前9時～午後5時)
ホームページ
<http://www.eltax.jp/>

確定申告には、税務署から届いた「確定申告書」または「確定申告のお知らせ」が必要です

確定申告をしたことがある方は、1月下旬から2月上旬にかけて税務署から「確定申告書」または「確定申告のお知らせ」が届きます。確定申告書の「納期限」及び「予定納税額」等の**確定申告に必要な情報が記載されており、必ずで、大切に保管してください。**確定申告時にこれらの書類がない場合、正しい申告及び納税ができない場合がありますので、ご注意ください。

ださい。

なお、「確定申告のお知らせ」を送付する方には、青色申告決算書または、収支内訳書も送付されません。津島税務署または役場税務課に準備しておりますのでそちらをご利用ください。また、国税庁ホームページの「確定申告作成コーナー」でも作成し、印刷することも可能です。

※「確定申告のお知らせ」が届く方は、次の相談会場で書面により提出された方です。

- ・税理士会による無料相談会場
- ・地方公共団体による相談会場
- ・青色申告会による相談会場

●問合せ先

・確定申告書、確定申告のお知らせ、青色決算書、収支内訳書の受け取りに関すること
津島税務署

☎0567-2612161
(音声案内より2番を選択してください)

・確定申告作成コーナーに関する
こと

eLTAX・作成コーナーヘルプデスク

☎0570-0115901

・青色決算書、収支内訳書の受け取りに関する
こと

総務部税務課

警察からのお知らせ

けいさつ だより



飛島村内犯罪状況 (29年11月)

区分	空き巣	忍込み	居空き	事務所荒らし	出店荒らし
11月	1	0	1	0	0
1～11月	4	1	1	2	0
区分	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	ひったくり	車上ねらい
11月	0	0	1	0	0
1～11月	4	0	1	0	7
区分	部品ねらい	自販機ねらい	万引き	その他	
11月	0	0	0	1	
1～11月	5	1	0	17	